別紙４（説明資料）

短期集中通所口腔ケアサービスとは

― むし歯や歯周病などの「歯科治療」とはちがいます ―

- 「かむこと」を「餅つき」に例えると、「杵と臼」（上下の歯）が丈夫でも「こねる人」がいないと餅はできません。「こねる人」の役割は、舌や口のまわりの筋肉や唾液が担っています。

- しかし、歳を重ねるにしたがって、足腰の筋肉が衰えるように、舌や口のまわりの筋肉も衰え、唾液の分泌量も減少します。

- そこで、これらの「こねる人」の働きの維持・向上を図るため、

 ①　唾液の分泌を促すマッサージ
 ②　舌や口のまわりの筋肉をきたえる訓練
 ③　口の中を清潔にするための指導

 などを、かかりつけの歯科医院で行う広島市の介護予防サービスです。

- もちろん「杵と臼」（上下の歯）が壊れていると餅はできないので、歯科治療を同時に行うことで、大きな効果が期待できます。

対象者	６５歳以上で，要介護１～５の認定を受けていない人のうち，基本チェックリストにより、口腔機能が低下していると判定された人 （※要支援１，２で口腔機能が低下している人も対象者です）
実施期間	１コース３か月間で、原則としておおむね２週間に１回
実施場所	広島市からの委託を受けた歯科診療所（当歯科医院でも実施しています）
費用	１回２５０円（１割負担）　　（※歯科治療は含まれていません）
手続き	①当歯科医院から地域包括支援センター※に連絡します。 ②地域包括支援センターの担当職員がお宅を訪問しますので、紹介書(別紙５)を渡してください。 ③地域包括支援センターがアセスメントを行い、当歯科医院で通所口腔ケアを利用できるようになります。

※地域包括支援センター：高齢の皆さんの保健・福祉などさまざまな相談に応じる地域の総合相談窓口として、広島市が社会福祉法人等に委託して４１か所に設置しています。